森林保険センターの取組

平成28年度

国立研究開発法人　森林総合研究所

森林保険センター

はじめに

昭和12年以来、国が運営してきた森林国営保険は、行政改革の一環で、国以外の者への移管について検討が進められてきました。その結果、森林国営保険法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、平成27年4月1日から、森林総合研究所において森林保険業務を行うこととなり、新たに「森林保険センター」を設置し業務をスタートさせました。

森林保険は、火災、気象災及び噴火災により森林に発生した損害を補償する総合的な保険であり、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットであるとともに、林業経営の安定等に必要不可欠な制度です。移管を契機として、これまで以上に森林所有者へのサービス向上を図り、成長産業化を目指す林業の経営安定等に貢献してまいる所存です。

この「森林保険センターの取組」は、1年間の森林保険センターの業務運営を取りまとめたものです。平成28年度は、前年度に引き続き、保険金の支払を行うための損害調査を担う有資格者の増員を目的とした業務講習会や、森林保険業務経験の少ない森林組合系統の職員を対象とした初任者講習会を開催するなど、業務委託先の能力向上を図ったほか、3名の外部有識者を含む統合リスク管理委員会により、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況等について専門的な知見から検討を実施しました。また、サービス向上の観点から、安定性確保の観点から引受条件の見直しについて検討しました。

森林保険業務は、政府から運営費交付金等を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、事務費・業務費の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、費用対効果を十分検討するなどによりコスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努めて参ります。

［森林保険ポスター］

１．平成 28 年度末の森林保険業務の実績

平成 28 年度末の森林保険の加入件数は 102,161 件、加入面積は 703,759ha　で、民有林人工林面積の 8.8 %となっています。平成 28 年度末の責任保険金額は 769,831 百万円、また、平成 28 年度の新規契約は 19,372 件、面積 255,245ha 、責任保険金額は 326,447 百万円となっています。

平成 28 年度の保険料収入は 1,791 百万円となりました。

１）契約保有状況（過去 10 年）

年度	契約保有状況		新規契約状況	
	面積（ha）	責任保険金額(百万円)	面積（ha）	保険金額(百万円)
平成 19 年	1,164,885	1,152,700	374,010	451,084
平成 20 年	1,108,660	1,098,868	363,666	442,934
平成 21 年	1,058,365	1,054,319	357,430	432,123
平成 22 年	968,563	965,327	335,201	339,210
平成 23 年	963,121	967,956	321,559	388,038
平成 24 年	906,656	935,819	299,475	366,572
平成 25 年	847,403	896,369	290,130	353,624
平成 26 年	786,927	852,741	268,158	344,838
平成 27 年	741,779	807,708	247,461	317,840
平成 28 年	703,759	769,831	255,245	326,447

一方、平成 28 年度の損害填補実績は、2,077 件、損害面積 875.67ha 、支払保険金額 737 百万円となりました。

２）平成 28 年度損害てん補状況

災害種別	件数（件）	損害面積（ha）	支払保険金額(千円)
火　災	16	8.99	4,371
風　害	1,257	483.23	406,321
水　害	169	21.47	31,727
雪　害	425	158.18	158,350
干　害	143	114.77	29,195
凍　害	64	88.07	52,028
潮　害	3	0.96	944,400
噴火害	-	-	-
計	2,077	875.67	736,937

注：計は四捨五入の関係で一致しないところがあります。

２．被保険者の利便性の確保

（１）組織、人材の配置

第４期中長期目標における重要課題である被保険者へのサービスの向上、加入促進、引受条件の改正等の取組を早期かつ適切に実施し、効率的・効果的な運営を推進するため、保険業務部の２課（保険引受課、保険審査課）を保険推進課、保険業務課に再編するとともに、保険推進課に加入促進係、保険数理係を新設しました。林野庁や森林組合系統からの出向者を新たに採用するなど必要な人材を配置しました。

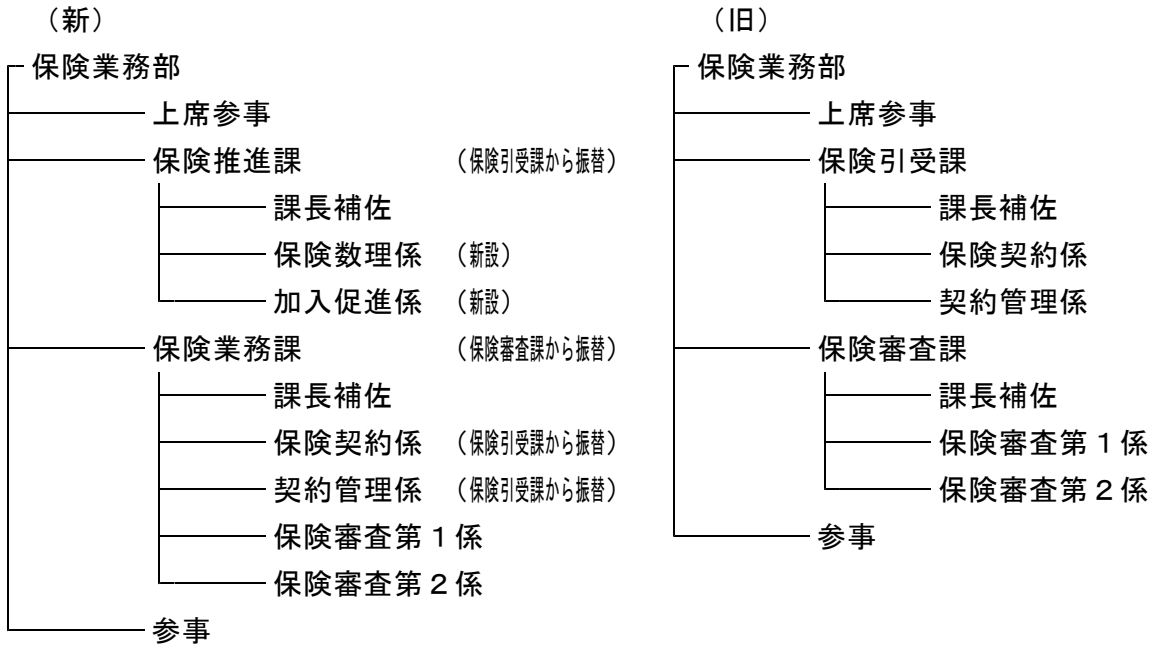

（２）業務講習会、初任者講習会の開催

迅速な保険金の支払を行うため、損害調査を担う森林保険実査業務従事適格者を増員することを狙いとして、業務講習会を全国７箇所で実施したほか、森林保険業務経験の少ない森林組合系統職員を対象とした初任者講習会を開催するなど、業務委託先の事務担当職員の能力向上を図りました。

１）業務講習会

	日　程	開催場所
①北海道ブロック	6 月 8 日～ 10 日	北海道函館市
②九州ブロック	6 月 15 日～ 17 日	熊本県熊本市
③北海道ブロック	6 月 22 日～ 24 日	北海道日高市
④北海道ブロック	7 月 6 日～ 8 日	北海道網走市
⑤中部・近畿・中国ブロック	9 月 7 日～ 9 日	石川県金沢市 他
⑥東北・関東ブロック	9 月 28 日～ 30 日	宮城県仙台市
⑦九州・四国ブロック	10 月 12 日～ 14 日	福岡県福岡市
⑧九州・四国ブロック	11 月 9 日～ 11 日	宮崎県都城市

２）初任者講習会

日　程：平成28年5月25日～27日　　場　所：神奈川県川崎市

写真左：業務講習会（現場）、右：初任者講習会（座学）

（３）業務の効率化・迅速化に向けた取組

森林保険契約の引受について、申込から責任開始日までの期間の短縮化を図り、被保険者へのサービスの向上を図ました。また、提出書類の基準の作成、マニュアルの改正など業務の効率化を進めました。

損害調査については、林道の不通や経過観察（干害の場合３ヶ月）が必要な箇所があったこと、また、平成 27 年、28 年の台風災害等により鹿児島や熊本などで損害てん補事務が集中したことから調査終了まで３ヶ月以上の期間を要するものが多くありました。このような状況を解消するため、審査書類チェックの一部を合理化し、事務処理の効率化による迅速な払いを進めています。

（４）引受条件の見直し

森林保険の着実な推進と成長産業化を目指す林業の安定経営等へ一層貢献するため、保険運営の安定性の確保と契約者・被保険者へのサービス向上の観点から引受条件の見直しを検討しました。また、サービス向上の観点では、契約者等から要望のある契約日を統一できる仕組みの導入や割引の新設、安定性確保の観点では、保険料率見直し期間のルール化、齢級によるリスクの違いの保険料率への適切な反映や長期割引率の見直しを検討しました。

引受条件の改定案は、森林保険センター統合リスク管理委員会での審議や森林組合系統の意見等を踏まえてさらに検討したほか、農林水産省国立研究開発法人審議会林野部会においても審議されました。

３．加入促進・広報活動

（１）森林保険推進戦略ブロック会議の開催等

森林所有者の利便性向上にむけた課題等を把握するとともに、加入促進に必要な取組を重点的取組として整理して共有することで加入促進に資することを目的として、都道

府県森林組合連合会を対象とした森林保険推進戦略ブロック会議を全国６箇所で開催しました。

また、森林組合連合会、森林組合と３者合同で市町村への個別訪問を行うとともに、森林保険センター幹部を含め職員が都道府県森林組合連合会や都道府県と連携して 13 道府県への加入促進活動の協力要請を行ったほか、民間企業の会合の場に積極的に出向いて説明を行うなど、森林保険の加入促進を図りました。さらに、森林所有者に代わって地域の森林管理を担っている森林施業プランナーに対しては、プランナー研修に出向き、森林保険に関する情報を提供しつつ推進活動の協力を要請しました。また、継続契約確保のため、毎月の契約実績一覧を森林組合系統に提供し、被保険者に対する満期案内の実施を指導しました。

１）森林保険推進戦略ブロック会議

	日　程	開催場所
①北海道・東北ブロック	5 月 12 日～ 13 日	北海道札幌市
②近畿ブロック	6 月 2 日～ 3 日	京都府京都市
③中部ブロック	6 月 6 日～ 7 日	長野県長野市
④関東ブロック	6 月 13 日～ 14 日	神奈川県川崎市
⑤中国・四国ブロック	6 月 16 日～ 17 日	岡山県岡山市
⑥九州ブロック	7 月 19 日～ 20 日	福岡県福岡市

（２）広報活動

森林保険についての森林所有者の理解を深め、利用が広がるよう、関係諸機関と連携し、全国の自治体や森林組合系統等にポスター（約6千枚）、パンフレット（約5万枚）を配布・設置したほか､森林保険普及用ボールペン及びメモ帳などを広く配布しました。

また、企業向け、公有林向けのパンフレットを作成し、戸別訪問等で活用しました。

さらに、森林保険の重要性等について、季刊誌の発行、メールの配信（月に一度）、ホームページの逐次更新を行いました。また、森林組系統向けに、森林組合連合会が中心となって取り組んでいる推進活動の事例紹介を中心とする森林保険ニュースを月1回発行しました。加えて、森林保険の普及を図るため、５月に林野庁等主催で開催された「みどりの感謝祭」及び１０月に林木育種センター主催で開催された「親林の集い」等のイベントに参加し、ワークショップ等を出展し広く一般者向けに森林保険の普及活動を行いました。

［森林保険通信］

［森林保険普及用ボールペン・メモ帳］

４．金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び内部ガバナンスの高度化等

（１）森林保険センター統合リスク管理委員会

３名の外部有識者を含めた委員で構成される標記委員会を設置し、森林保険業務の財務状況、積立金の規模の妥当性の検証等について専門的な見地から点検を実施しました。

特に、中期目標において農林水産大臣に報告が求められている積立金の規模の妥当性については、第３回委員会で「自然災害リスクに対し安定した保険経営がなされるために必要な支払能力となる積立金の規模は、現状の契約規模で考えると過大とは言えない」との検証結果を取りまとめ、平成29年３月30日付けで農林水産大臣に報告を行いました。

また、第１回委員会で平成27年度の決算書類を基に財務状況やソルベンシー・マージン比率（SMR）について検証しHPで公開しました（平成27年度末のSMRは567.2）。

日　　程　　第１回　平成28年７月27日　　第２回　平成28年12月21日
　　第３回　平成29年２月28日

（２）コンプライアンスの推進等

金融業務を行う組織としてのガバナンス強化の観点から、コンプライアンス研修や情報セキュリティ研修を含む職員研修計画を策定し、全職員を対象とした研修の実施、セキュリティインシデント発生に備えた模擬訓練を実施するなど、職員の保険業務に求められる知識と能力の向上を図りました。

（３）森林保険審査の第三者委員会による審査

国立研究開発法人森林研究所が行う水源林造成事業に係る森林保険契約の損害評価事務については、保険者と被保険者が同一となるため、コンプライアンスの観点から、

①審査対象契約に係る損害実地調査、損害の認定が妥当であるかについての審査

②審査対象契約に係る保険金の額が妥当であるかについての審査

を行うこととなっています。平成28年度については、平成28年2月～平成29年1月までに水源林造成事業に対して支払のあった135件について、支払い数の多い干害、水害、雪害の中から保険金支払額が大きな３事例と委員会の場で抽出された３事例の計６事例について審査が行われ、実地調査並びに保険金の算定に関して特に指摘すべき問題点はなく、適正に処理されており妥当であるとされました。

日　　程　　平成29年２月16日

委　　員　　野村一正（千葉科学大学大学院教授）
　　高橋純一（日本森林技術協会　事業部　森林保全担当グループ長）
　　竹内克己（市役所通り法律事務所　弁護士）

５．研究開発との連携

森林保険センターは、森林総合研究所の気象災害等に係る研究部門と連携し、森林の気象災害等に関する専門的知識を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究の推進を図るため、５年間の「森林気象害のリスク評価手法に関する研究」の実施基本計画を策定しました。さらにこの取組を進めるにあ

たって共同で実施する事業についてリスク評価や調査手法に係るアドバイス等を得たほか、今後さらに取組を進めるにあたり、どのような連携・協力が可能か検討を行いました。

「森林気象害のリスク評価手法に関する研究」においては、以下の５つの小課題を設けて研究を進めており、平成29年２月９日に今年度の外部評価委員を含めた推進評価会議を行いました。

小課題１：強風リスクの広域的マッピング

達成目標：強風の当たりやすい場所を予測し広域的に示す

小課題２：強風時の風特性を考慮した倒木モデルの開発

達成目標：樹木への外力推定に基づく倒木モデルを開発する

小課題３：樹冠重量予測モデルの開発

達成目標：着雪･落雪過程を微気象データから予測する樹冠重量予測モデルを開発する

小課題４：林野火災危険度予測モデルの開発

達成目標：林分毎の林野火災の発生・拡大危険度を予測するモデルを開発する

小課題５：森林被害調査とリスク情報の収集およびデータベースの作成

達成目標：森林被害情報および気象災害発生に関与する因子のデータベースを作成する

小課題４（林野火災危険度予測モデルの開発）

６．平成２８年度の財務情報（要約版）

（１）貸借対照表

区　分	金　額	区　分	金　額
資産の部		負債の部	
流動資産	１１，４２３	流動負債	７７４
現金及び預金	８，０５０	支払備金	５０８
その他の流動資産	３，３７３	賞与引当金	１５
固定資産	１７，５１８	その他の流動負債	２５２
有形固定資産	１０	固定負債	５，４９５
無形固定資産	４１	責任準備金	５，４４８
投資その他の資産	１７，４６７	資産見返負債	４５
		リース債務（長期）	２
		退職給与引当金	０
		負債合計	６，２７０
		純資産の部	
		利益剰余金	２２，６７１
		純資産合計	２２，６７１
資産合計	２８，９４１	負債・純資産合計	２８，９４１

注：百万円未満を四捨五入した関係で、計が一致しないところがあります。（以下、各表とも同じ。）

（２）損益計算書

区　分	金　額
経常費用（A）	１，６０６
保険引受費用	７４７
保険業務費	６７９
一般管理費	１８１
財務費用	０
経常収益（B）	２，３３２
保険引受収益	２，０９６
資産見返負債戻入	５１
財務収益	１８５
雑役	０
臨時損益（C）	－
当期総利益（B － A ＋ C）	７２５

（３）キャッシュ・フロー計算書

区　分	金　額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー（A）	５１３
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー（B）	１，７３８
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー（C）	▲　１
Ⅳ　資金増加又は減少額（▲）（D ＝ A ＋ B ＋ C）	２，２５０
Ⅴ　資金期首残高（E）	１，５００
Ⅵ　資金期末残高（F ＝（D ＋ E）	３，７５０